



工事に使用する資材について（通知）

技術基準の種類: 入札・契約
通知日: 平成10年3月19日

管 第 1100 号
平成10年 3 月19日

部 内 各 課（室）長
各 土 木 事 務 所 長
鳥 取 港 湾 事 務 所 長

} 様

土 木 部 長

工事に使用する資材について（通知）

当部が発注する工事に使用する資材については、平成10年 3 月19日付管第1099号土木部長通知により、適法に生産されたものとするを現場説明書に明記することとしています。
ついては、適法に生産された資材以外のものは、平成10年 4 月 1 日以降当部が新規に契約する工事から使用を承諾しないこととしたので貴所属職員に周知徹底を図ってください。